

緊急時における情報伝達体制

資料 2 - 1

○県の方針（「茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）」から抜粋）

第2章 原子力災害事前対策

第5節 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、市町村、原子力事業者、その他防災関係機関と原子力防災に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

- 1 情報の収集・連絡体制の整備
- 2 情報の分析整理
- 3 通信手段の確保

第6節 情報伝達・住民広報体制の確立

- 1 情報伝達・住民広報の手段の整備
- 2 住民等への的確な情報伝達体制の整備

第3章 緊急事態応急対策

第1節 警戒事態発生時における連絡

- 1 警戒事態発生時の通報連絡
- 2 事故発生時の広報
- 3 防災関係機関相互の連携
- 4 通信連絡の方法
- 5 活動体制
- 6 初期活動

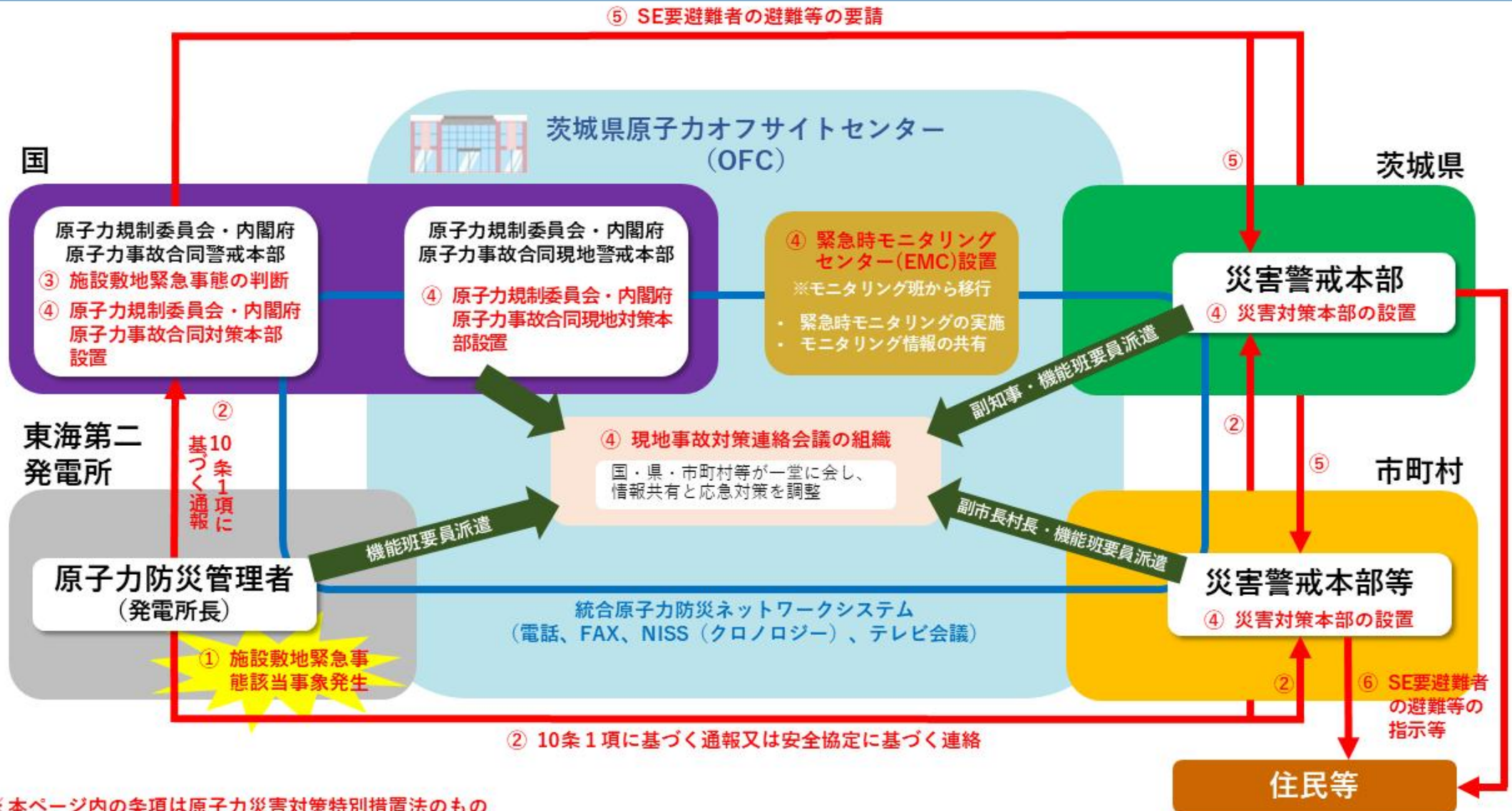
第2節 施設敷地緊急事態発生時における連絡

緊急時における情報伝達体制（各緊急事態区分における情報伝達内容）

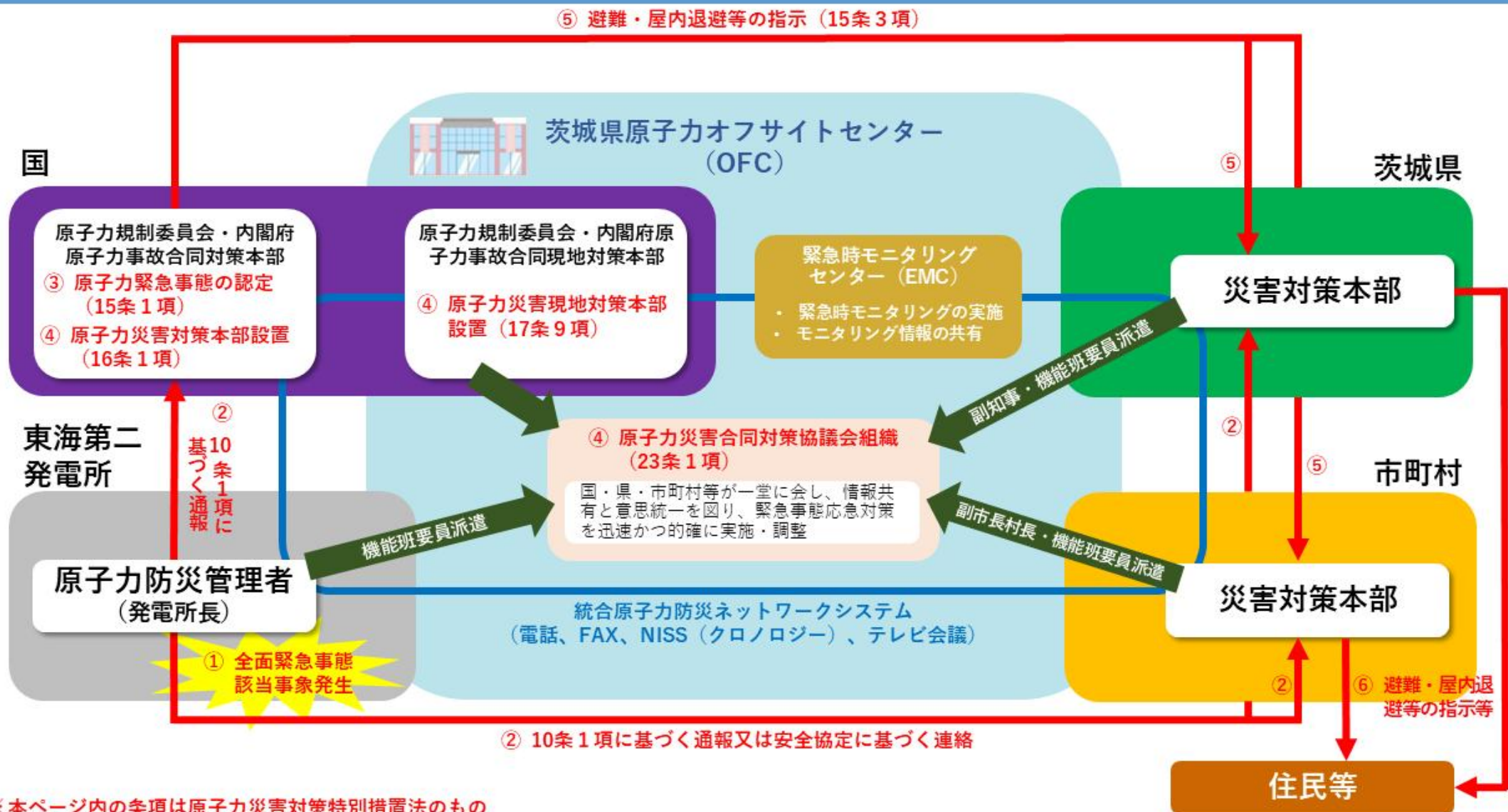
	警戒事態※1	施設敷地緊急事態	全面緊急事態	放射性物質放出後※2
東海第二発電所一 国・県・市町村	1 警戒事態該当事象（重要な故障等）発生 の通報 ・（随時）警戒事態該当事象発生後の通報	1 施設敷地緊急事態該当事象発生時の通報 ・（随時）応急措置の概要の報告	1 全面緊急事態該当事象発生時の通報 ・（随時）応急措置の概要の報告	1 放射性物質の放出の通報 ・（随時）応急措置の概要の報告
国一 県・市町村	2 連絡体制の確立の要請 ・SE要避難者※3の避難・屋内退避準備 の対応要請	2 SE要避難者の避難・屋内退避の対応 要請 ・PAZ住民の避難準備・UPZ住民の屋 内退避準備の対応要請	2 PAZ住民の避難指示 ・UPZ住民の屋内退避指示	2 一時移転指示案の送付 4 対象区域の住民の一時移転指示
県⇄市町村	3 住民等への指示内容の確認、情報共有 ・SE要避難者の避難手段・避難経路・ 避難先の確保状況の共有	3 住民等への指示内容の確認、情報共有 ・PAZ住民の避難手段・避難経路・避 難先の確保状況の共有	3 住民等への指示内容の確認、情報共有 ・UPZ住民の避難手段・避難経路・避 難先の確保状況の共有	3 一時移転指示案に対する国への意見 とりまとめ 5 住民等への指示内容の確認、情報共有
県・市町村一 住民※4	4 SE要避難者の避難準備・屋内退避準備 指示	4 SE要避難者の避難・屋内退避の指示 ・PAZ住民の避難準備、UPZ住民の屋 内退避準備指示	4 PAZ住民の避難指示 ・UPZ住民の屋内退避指示	6 対象区域の住民の一時移転指示 ・対象区域の地域生産物の摂取制限指示 ・対象区域外の住民の屋内退避継続指示 ※7
県・市町村一 医療機関・ 福祉施設	4 PAZの入院患者・入所者の避難準備・ 屋内退避準備指示	4 PAZの入院患者・入所者の避難・屋 内退避指示 ・UPZの入院患者・入所者の屋内退避 準備の指示	4 UPZの入院患者・入所者の屋内退避指示	6 対象区域の施設の入院患者・入所者 の一時移転指示 ・対象区域外の施設の屋内退避継続指示 ※7
県・市町村一 保育所・幼稚園・学校	4 乳幼児・児童・生徒の保護者への引渡 し又は帰宅指導の指示	4 PAZの保護者への引渡しができなかった乳 幼児の避難、児童・生徒の避難準備指示 ※5	4 PAZの保護者への引渡しができなかった乳 幼児・児童・生徒の避難、UPZの保護者への引渡し ができなかった乳幼児等の屋内退避指示 ※6	6 対象区域の保護者への引渡しができ なかった乳幼児等の一時移転指示 ※6 ・対象区域外の乳幼児等の屋内退避継続指示 ※7
(県⇄市町村) 各フェーズにおける避難・屋内退避等の実施状況の共有				
県（市町村）一 報道機関	・ 協定に基づく報道要請 ・ 原子力発電所の状況、避難・屋内退避等の指示状況			

- ※1 発電所で重要な故障等が発生した場合 ※2 事故ケース②（OIL2超過区域が生じるケース）のみ ※3 施設敷地緊急事態要避難者
- ※4 観光客等の一時滞在者に対しては、報道機関等を通じ、警戒事態において帰宅等呼びかけ
- ※5 UPZの乳幼児、PAZ・UPZの児童・生徒の引渡しは継続。PAZの保護者への引渡しができなかった乳幼児は避難所で保護者へ引渡しを実施
- ※6 PAZの乳幼児の避難所で保護者への引渡しは継続。PAZの保護者への引渡しができなかった児童・生徒、放射性物質放出後に保護者への引渡しができなかった対象区域の乳幼児等は避難所で保護者への引渡しを実施
- ※7 屋内退避の実施後、新たなブルームが到来する可能性がないこと、かつ、既に放出されたブルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避を解除。生活の維持が困難と判断されれば屋内退避から避難への切替えを検討

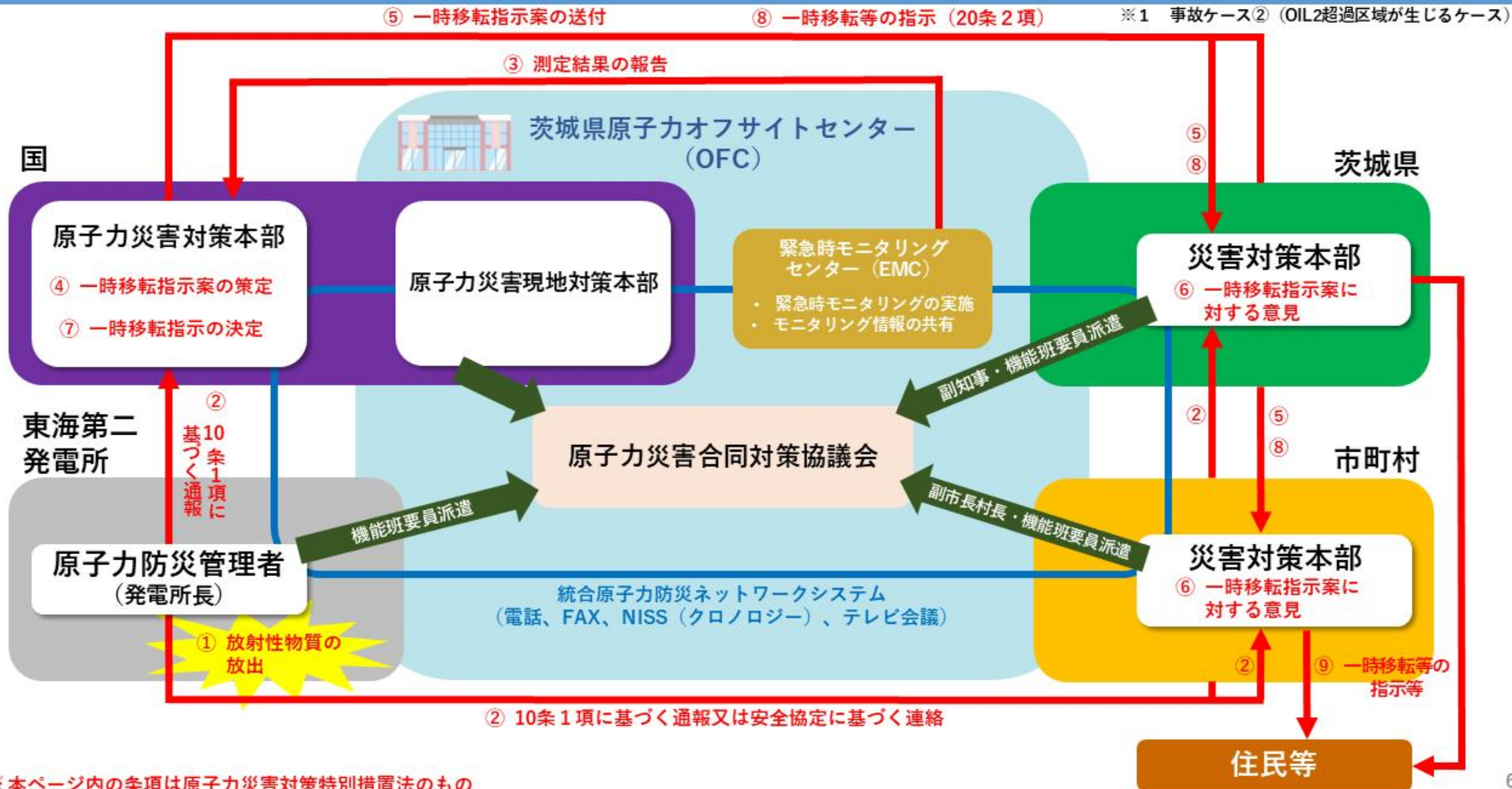
緊急時における情報伝達体制（情報伝達体制図②【施設敷地緊急事態該当事象発生時】）



緊急時における情報伝達体制（情報伝達体制図③【全面緊急事態該当事象発生時】）

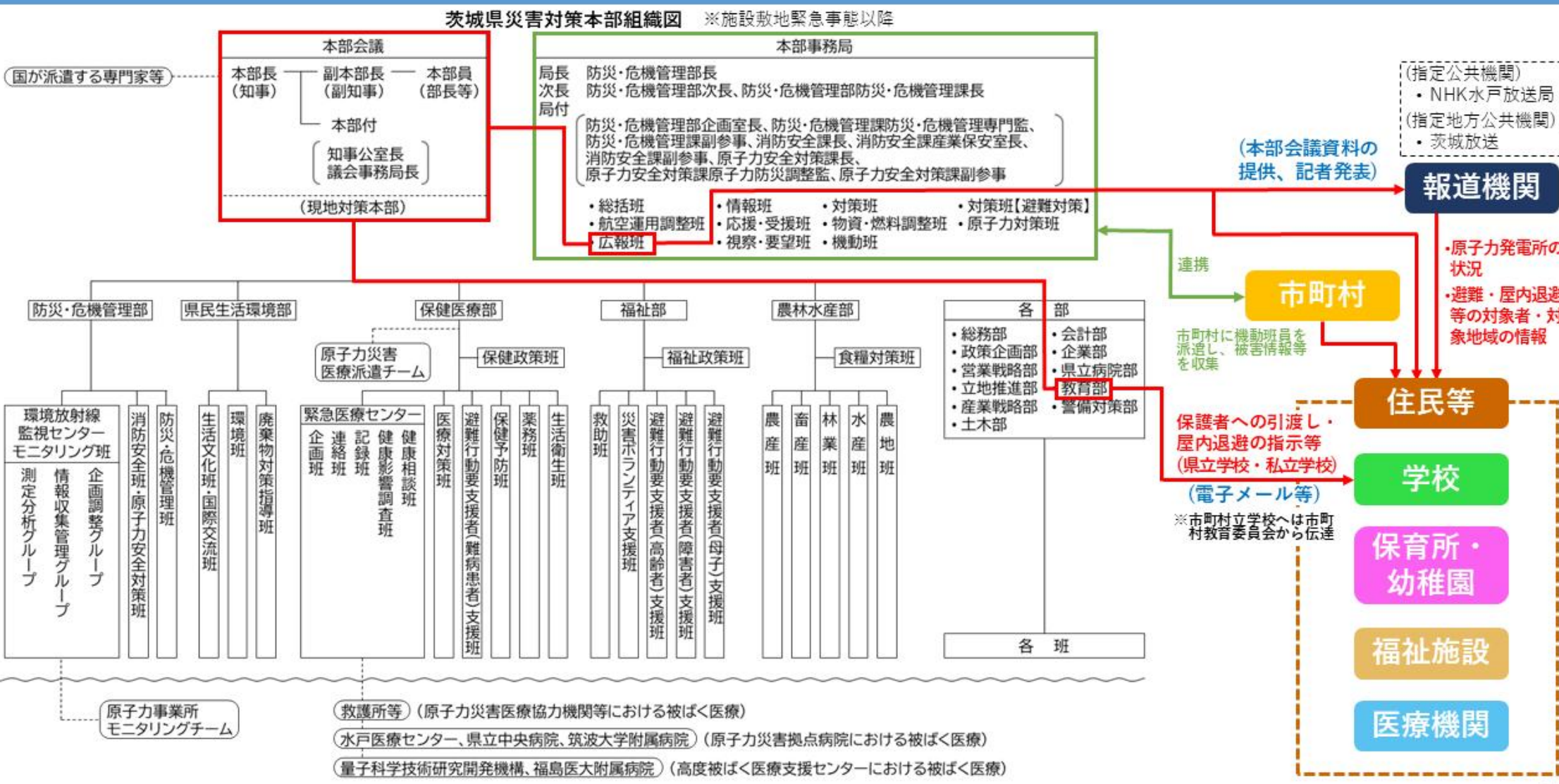


緊急時における情報伝達体制（情報伝達体制図④【放射性物質放出時※1】）



※ 本資料は事務局が作成した検討段階のものであり、委員会における検証結果を示す資料ではありません。詳細は議事要旨をご確認ください。

緊急時における情報伝達体制（県災害対策本部の情報伝達体制図）



(参考) 統合原子力防災ネットワークシステムの概要

○統合原子力防災ネットワークシステム

- 原子力災害が発生した際に、国・県・市町村等の防災関係機関における情報共有を行い、円滑かつ確実に緊急時応急対策を実施するとともに、共有した情報に基づき住民等への広報内容を速やかに検討・決定するためのシステム
- 各拠点を専用回線で接続し、バックアップ回線として衛星通信を使用
※自然災害時に使用する防災情報ネットワークシステムとは別個に整備
- 関係者間の情報共有手段としてIP電話、IPFAX、テレビ会議システム、NISS（クロノロジー）を使用



IP電話（左から衛星回線用、専用回線用）



IPFAX（左から衛星回線用、専用回線用）



NISS（クロノロジー）
※専用回線のみ

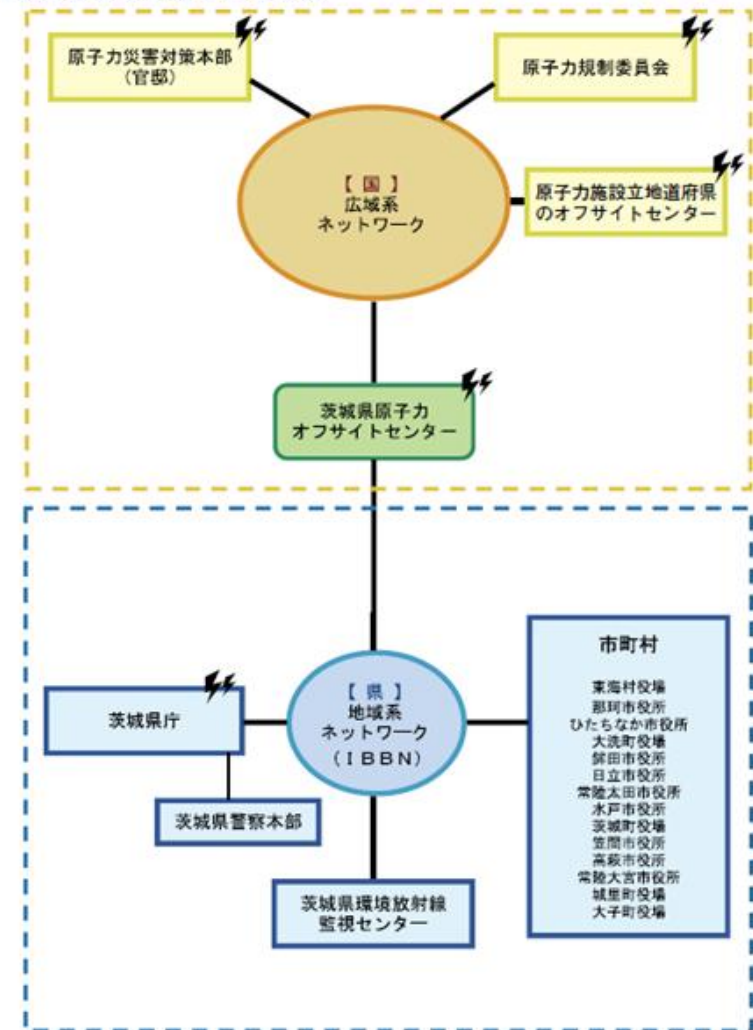
出典：「令和6年度原子力総合防災訓練（内閣府（原子力防災担当）」を加工して作成



テレビ会議システム

出典：「令和5年度原子力総合防災訓練（内閣府（原子力防災担当）」を加工して作成

◆ 統合原子力防災ネットワークの構成



（令和6年3月時点）

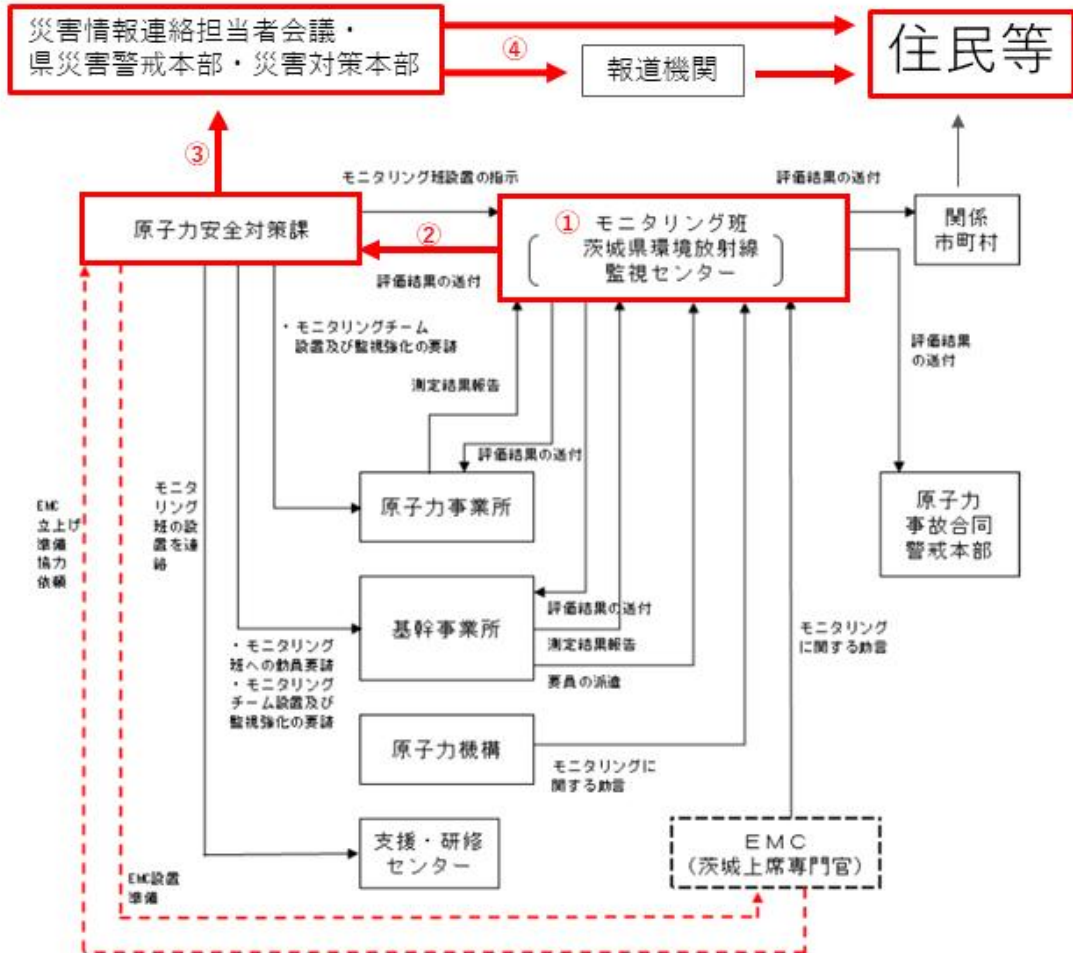
⚡のマークが付いている施設は、衛星通信によって通信が二重化されています。

緊急時における情報伝達体制（空間放射線量率の監視・把握体制）

○モニタリングに係る情報伝達体制

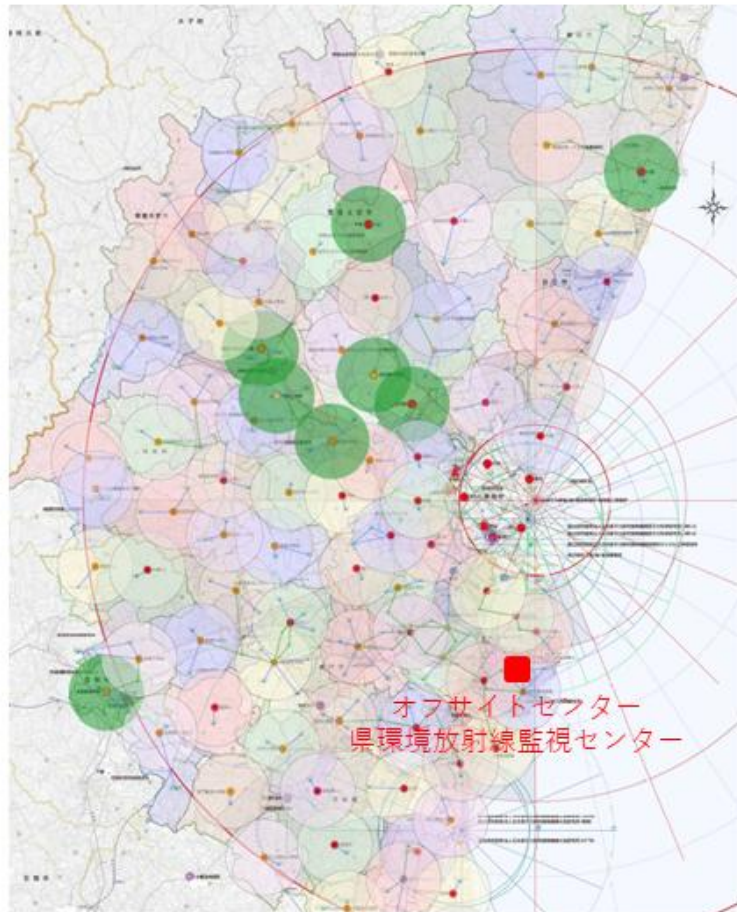
- 原子力事業者からの事故通報の有無にかかわらず、空間放射線量率の上昇が見られた場合

- ① 県環境放射線監視センター職員の携帯電話宛てにメールが自動配信
- ② 県環境放射線監視センターが原子力安全対策課に報告
- ③ モニタリング値に応じて次の対応をとる
 $0.1 \mu\text{Sv/h}$ 以上・・・県災害情報連絡担当者会議を開催
 $0.5 \mu\text{Sv/h}$ 以上・・・県災害警戒本部設置
 $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上・・・県災害対策本部設置
- ④ 県からの広報または報道機関への情報提供を通じて住民へ情報伝達



緊急時における情報伝達体制（空間放射線量率の監視・把握体制）

○緊急時のモニタリング体制



緊急時用のモニタリングポスト配置図
（約5km間隔を目安に配置）

県では、緊急時に避難単位ごとのOIL判断を適切に行うため、茨城県緊急時モニタリング計画等をもとにモニタリングポストを整備している。

（１）モニタリングポストの多重化

- 電源・通信を二重化した97局（県整備）でPAZ・UPZ全体を監視
電源：有線＋非常用発電機またはバッテリー設置
通信：LTEまたは有線＋衛星回線

※上記のほか、PAZ・UPZに設置されている国・事業者整備モニタリングポストのうち、電源・通信が二重化されていないものの、高線量を測定可能な5局も活用する

（２）モニタリングポストが欠測となった場合の対応

- オフサイトセンターに保管している可搬型モニタリングポスト（6台）を適切な箇所に設置
- 県環境放射線監視センターに保管している車両・測定器（3台）で走行サーベイを実施
- 航空機モニタリングによる上記取組の補完（国）

なお、モニタリング情報は、県システム（RAMISES）を通して原子力規制庁システム（RAMIS）に伝送され、インターネット上で常時公開されている。
※常時監視モニタリング情報は県ホームページでも公開